

平成 21 年度第 2 回春日井市地域自立支援協議会議事録

1 開催日時 平成 21 年 10 月 30 日（金）午後 2 時～午後 4 時

2 開催場所 春日井市役所南館 4 階 第 3 委員会室

3 出席者

【会 長】 渥美浩子（圏域アドバイザー）

【職務代理者】 瀧 誠（愛知淑徳大学）

【委 員】 森長研治（愛知県心身障害者コロニー運用部療育支援課）

田代波広（尾張北部障害者就業・生活支援センター）

市川 潔（春日井市居宅介護支援事業者連絡会）

野崎和子（春日井保健所）

前田政治（春日台養護学校）

板倉 裕（春日井公共職業安定所）

松山ミヨ子（春日井市手をつなぐ育成会）

藤原博恵（春日井市地域精神障害者家族会むつみ会）

野田 聡（春日井市社会福祉協議会）

【オブザーバー】 井上 豊（春日苑障がい者生活支援センター）

住岡亜美（ 〃 ）

林 幸児（障がい者生活支援センターかすがい）

綱川克宜（ 〃 ）

宮原香苗（障がい者生活支援センター JHN まある）

梅村和乃（ 〃 ）

河野弓子（障がい者生活支援センターあっとわん）

下村真由美（ 〃 ）

【事務局】 健康福祉部 部長 早川 利久
障がい福祉課 課長 右高 正明
課長補佐 小川 俊宏
主任 清水 栄司
主事 梶原 綾
主事 松本 えみ

【傍聴】 7名

4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告
- (2) 地域の課題の解決に向けての取り組みについて
 - ア 部会の報告
 - イ その他の地域課題の取り組み

5 会議資料

- 資料1 春日井市社会福祉協議会における福祉教育の取り組み状況
- 資料2 障がい者生活支援センター活動報告
- 資料3 相談支援件数集計
- 資料4 部会活動報告（居宅支援部会）
- 資料5 " （発達障がい部会）
- 資料6 障がい理解普及啓発事業報告
- 資料7 もしものときの安心チェックシート

6 議事内容

議題1 障がい者生活支援センターの活動報告

【春日苑・住岡】

- ・家庭訪問、連絡・調整が多い。
- ・生活支援、サービス利用・制度など日常生活の困りごとの相談が多い。
- ・本人のニーズと家族のニーズを一緒に整理することで、家族支援につながる。

【かすがい・綱川】

- ・連絡・調整が多い。他機関との連絡をとることが多くなり、連携をとれるようになった。
- ・重度知的障がい者の日中活動の場がない。知的障がいは身体介護より見守り介護が中心で、自宅だけの生活になると家族の精神的・肉体的疲労が大きなものになる。

【まある・宮原】

- ・電話による相談、連絡・調整が多い。他機関と連携をとることが多い。
- ・高齢者や子どもの機関と一緒にしかかわることで、家庭訪問の件数も増えた。
- ・本人への支援ではなく間接的にかかわっているケースも多い。支援している人の相談を聞いて安心してしかかわってもらえるよう支援している。
- ・機関によって見方が違うこともあるので、多面的に支えていく。

【あっとわん・下村】

- ・件数は少ないのは、連絡・調整がないため。
- ・来所による相談が多い。
- ・相談することで気持ちが安定したり、踏ん切りがついて安心することができている。
- ・新たな心配事ができ、継続の相談も増えている。
- ・メッセージングでは、発達障がいについて知りたいという人が多いと感じる。

《意見・質問》

【瀧職務代理者】 かすがいから出た居場所の問題が早急な問題という感じで私は受け取ったのですが、相談事例のなかで、早急に取り組まなければいけないものがあれば教えてほしい。

また、精神障がいの場合、保健・医療・福祉の連携が必要であり、相談の内容もそれぞれが混ざって来ると思う。保健・医療・福祉のどの相談が多いのか。野崎委員に質問したいが、保健所で受けている精神障がい者の相談のなかで、保健医療に関するもの、社会復

帰に関するもの、生活支援に関するもので、どんな感触をもっているのか。

もう一つは集計の中で新規、継続というような支援ケースの詳細が書かれている。実際に継続を続けている実件数というのはどれくらいなのか。この相談支援事業は、地域生活をしていく人たちのためのマネジメント機能も入ってくる。マネジメントの機能について強化されてくるということが言われているので、それによっては継続的なマネジメントをしているケースが多ければ、評価をしていかなければいけないというように思ったので、数字の出し方についてお聞きしたい。

【渥美会長】3つ質問があったが1つ目は、事業所の相談の中で、早急に困っていることがあるかを事業所それぞれ答えていただきたい。

【春日苑・住岡】身体障がい者で春日井市内の生活介護、日中の場所として使える場所が夢の家しかないので、守山区や小牧市にお願いしているが、よく使えても週1回で困っている。

【春日苑・井上】身体障がい者の就労というのが難しい。市内においてはこの就労継続支援B型で受け入れ先がもうないのではないかという危惧がある。

【かすがい・綱川】日中活動、特に生活介護を行っている事業所数が少ない。生活介護は、本人・家族が希望し、障がい程度区分がそれを満たされても市内には知的障がい者が主に利用できる生活介護事業所は5か所でどこも定員を満たしているので、他市に問い合わせをしている。

【かすがい・林】生活介護は週5日だが、週1日か2日だけの利用は可能である。しかし、生活リズムを考えると、本人にとってそれがいいのかどうか。

【まある】本来であったら成人して自立をしたいが、障がい年金がなければ自分で生活ができず、家から出て生活をするという場がなかなかない。兄弟が結婚し、本人も40歳、50歳となり、高齢の親と障がい者だけの世帯になって、問題が重複して起きてくるということもある。グループホームとまではいかななくても、ちょっとした支援があれば生活ができる場所で家族と離れて、自分の生活を組み立てていくことが広がればと思う。発達障がいの人たちで病院のデイケアや就労継続支援B型に行っている人がいる。その現場の職員は今までの統合失調症だけの対応ではなくなってくるので、その人たちと一緒に勉強会を開いたり、私たちがその人の特徴や困っていることとかがわかれば、一緒に同行したりしてスタッフの方に伝えている。

【あっとわん・河野】児童の場合は福祉サービスで使えるものがなかなかなく、デイサー

ビスの利用しかない。私は子育て支援もやっているのですが、子育て支援というくくりで子どもたちを見ていけるものを作り上げないといけないのではないかと考えている。発達のことや子供の育ちとか子育てをする方法などを障がい福祉課だけではなくて、子ども政策課などと連携して何か考えていかないといけないのではないかと考えている。

【渥美会長】次は、保健、医療、福祉のバランスについて、まあると保健所をお願いしたい。

【まある】はっきり比率を言うことはできないが、どの分野の知識も持ちながら話を聞き、何が必要なのかというのを一生懸命考えていく。福祉相談が相談支援事業の主な項目だが、精神の場合には、本人は病気で病院にかかっているいろいろな相談を聞いていると、家族をきちんと支援しないと、家族が倒れてしまうようなケースだと、保健や予防の意識や知識も必要。まだ病院にはかかっていないが医療につなげた方がいいというように思うケースもある。何か制度を使っていきたいということになると医療につないでいくしかないが、それ以外で話を聞くことで何とか問題が整理されていくこともある。他機関から相談があったときに、本当は医療が必要なだけでも中断しているケースや精神障がいなのかどうなのかわからない場合は保健所に連絡をとって一緒に関わっている方とか家族と会議を持ったり、訪問につなげている。

【野崎委員】保健所ではメンタルヘルス相談と精神保健福祉相談があり、メンタルヘルス相談の中には引きこもりや家庭内暴力などの項目がある。精神保健福祉相談の中には社会復帰を中心に医療機関への受診の相談など4項目くらいに分かれている。精神保健福祉相談とメンタルヘルス相談の割合は平成19年度で大体6対4くらい。昨年度で大体半々くらいだと記憶している。まあるの報告を聞いて、保健所のケースがどれくらい重なっているのか、あるいは別のケースなのか気になった。精神保健福祉相談でも、例えば統合失調症の方の相談される内容が家族との関係であったりしたらメンタルヘルス相談の中にカウントすることがある。

【渥美会長】最後に集計の継続のところについて事務局からお願いしたい。

【事務局】新規と継続の件数の分けということだと思いますが、事業所連絡会議で調整をしたい。

【渥美会長】以上だが、質問者の瀧委員よろしいか。

【瀧職務代理者】はい。

【藤原委員】まあるにうかがうが、私たちは家族も本人も相談支援事業所を利用する範疇

にある。自分たちのケースを共有することで安心し、安定した支援につながるのは大事なことだと思うが、精神障がい者より発達障がい者の方に力の具合が重いのではないか。精神障がい者の困難な対応や支援の報告を期待している。家族の相談延べ件数が書かれており、合計すると73件。当事者を支援することで間接的に家族支援につながると言われているが、家族は困っている。この報告の中では、目立ったところがやはり主になるのか、統合失調症とか躁鬱病の問題が上がってこない。本人支援、個別支援をきちんとやることで家族の負担が軽くなるのではないかとということで力を入れていると書いてあるが、まあるとして家族支援、本人支援、個別支援についてどんな工夫をしているか。

【まある】あくまでもこの報告に表せることは、ほんの一部になる。統合失調症、気分障がいという診断名がついている方とか、いろんな神経症の病名がついている方の中で、発達障がいの特徴を持った方が、診断がきちんとされずに、統合失調症とか神経症の病名がついている方がたくさんいる。私たちは統合失調症などの病名ではなく、生活をしていく中で何に困っているのかを聞き、何かをやってあげるとかではなく、その人が持っている力を引き出すことがいろんな問題の解決につながるという視点をもっている。病名にとらわれないで、いろんな知識を広げていかないと相談支援の仕事というのはできないと思う。

まあるは相談機関の一つであり、相談する先はまあるだけではない。まあるに相談して助かったという人もいれば、病院の相談員にフォローしてもらっている人、保健所や市の職員に相談している人もいる。

【藤原委員】持っている力を引き出すということは、大切なことだと思うし、引き出せるものなら本当にありがたいが、ほとんどの場合、自分に持っている力を出すには1か月2か月では無理で、5年10年でも出せない人が多い。そういう人たちをどういうふうに支援していこうと考えているか。

【まある】5年10年、私たちも年単位で関わっていくことだと思っている。相談があったときにその都度、きちんと対応していく。

【藤原委員】「わが街ネット通信」が新聞の折り込みに入っており、このなかにあつとわんの河野さんが書いたあつとわん春秋に感動した言葉がある。その家族が考える道筋をサポートしていくことで気持ちが固まり自信が持てていく。その後相談員は必要でなくなる。できればそこまでサポートしていけたらいいと考えているということを書いてある。たとえ障がい児であろうが精神障がい者であろうが、他の障がい者であろうが、やっぱり親の思いは同じ。私たちも勉強していきたい。

【渥美会長】藤原委員からも家族に対しての支援への要望とか、精神障がい者支援の課題について意見があった。今後の検討課題として受け賜ったが、なにか他の方から意見はあるか。

【森長委員】発達障がいというものが話のなかに出たが、発達障がいの障がいは最近定義され、社会的には発達障害者支援法をもって立ち上がった感があるが、分かりづらい。発達障がいといわれるが、その中身は別々の自閉症だったり、自閉症のなかでも診断名によって広汎性だとかいろんな表現の仕方があるのが現状。どんな相談を受けても、どんな相談機関でも、自分は発達障がいではないかというような相談が出ているのが一般的で教育、保育、就労、高齢者、家族や夫婦の相談においても出る。そんな事情にあるので、そのへんのことをお含みいただければありがたい。

【渥美会長】出された意見、要望は相談支援事業者としても受け止めながらぜひ取り組んでいていただきたい。

では、相談支援事業所連絡会としての報告をお願いしたい。

【春日苑：井上】月1回の連絡会の中で、事業所間研修を行っており、6月は春日苑が身体障がい者手帳について、7月は高齢福祉課の地域福祉計画について、8月はかすがいが療育手帳について、9月は各事業所が事例を持ち寄ってケース検討及び障がい福祉課から育児支援について、10月は生活援護課からセーフティネットについて説明があった。今後も継続して事業者間研修を行う。啓発活動についても協議している。

議題2 地域の課題の解決に向けての取り組みについて

ア 部会の報告 ～居宅支援部会～

【野田委員】資料4に基づき説明。

《意見・質問》

【森長委員】内容についてはすばらしいと思う。ただ、障がい者のためと言うが、私もそのうち障がい者になると思って仕事をしている。人のことをやっているわけではないという思いでやっていただきたい。

【渥美会長】周りに働きかけていくということを生懸命やっていただいている、それは障がい者理解ではなくて、自らの問題として考えてほしいという意見をいただいた。

【松山委員】Q&Aの中に移動支援も入っている。今はどうなったか分からないが、映画館やカラオケが利用できないということもあったので、付け加えていただきたい。それと

No.18 の移動支援のところですが、送迎が利用できますと書いてあるが、ヘルパーの利用ではなく事業所の送迎（送迎型）が利用できることのように私は思っておりますが、こういう書き方だとヘルパーの利用ができるように誤解される。

【野田委員】ヘルパーの利用はできません。No.17 を参照というのは、長年かつ長期にわたる外出の利用はできませんということで、本来移動支援としては利用できないが、×と書いてしまうと逆に今度はそういうところへ通うのに足がないというように思われてもいけないという判断で、但し書きで生活介護、短期入所、地域活動支援センターの利用は送迎が利用できます。あくまでヘルパーが利用できるということではないので△という表記をしている。紛らわしければ、但し書きを消すと同時に△を×にして、No.17 を参照という形で、この日中活動サービスの利用のための移動支援が利用できるかできないかだけに限った回答にさせていただきたい。あと具体的なカラオケとか映画に関しては、それを記入するともっと細かなことも出てくる。表に問い合わせ先が書いてあるので、個々に対するケースについては聞いていただくべきではないかと思って、こういう部分はでていませんが、そのような形で理解いただければと考えている。

【渥美会長】個別的事項はお問い合わせくださいと入れてあるか。

【野田委員】特に入っていないが、問い合わせ先が一番前に大きく書いてある。

【渥美会長】No.18 の表現はもう一度見直していただき、削除ということか。No.17 で但しという書き方もあると思うが、また検討していただくということでよろしいか。

【野田委員】この場で了解をいただければ、日中活動サービスを利用するための移動支援は利用できませんので、×として、No.17 を参照。その後の但し書きがまぎらわしい表現になっていますので、これを削除するという形で出したいと思うがよろしいか。

【渥美会長】只今の野田委員の発言のとおり削除ということでよろしいか。

【松山委員】はい。

【渥美会長】それではここで了解いただいたということで進めていただきたいと思います。

～発達障がい部会～

【前田委員】資料5に基づき説明

《意見・質問》

【渥美会長】乳幼児の資源表について、気づいたことなどの意見はどこへ言えばいいか。

【前田委員】乳幼児期の資源表の右下すみに障がい福祉課の電話番号が入っているので、ここに電話をいただければと考えているが、よろしいか。

【事務局】 はい。

【渥美会長】 何かあれば障がい福祉課に連絡してください。

イ その他の地域課題の取組みについて

【あっとわん：河野】 資料6に基づき説明。

《意見・質問》

【渥美会長】 22日の講演会にたくさん参加いただくため、皆さんにも広めていただきたいということなのでよろしくお願ひしたい。

【事務局】 資料7に基づき説明。

《意見・質問》

【渥美会長】 只今の報告のもしものための安心チェックシート（案）についてそれぞれ持ち帰って、意見を反映させていただきたい。ぜひ活用できるものにしていきたいということなので、障がい福祉課に意見を寄せてほしい。

【事務局】 次回は第3回、3月18日に開催の予定。

上記のとおり、第2回春日井市地域自立支援協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び職務代理者が署名及び押印する。

平成22年2月1日

会 長 渥 美 浩 子

職務代理者 瀧 誠